

写

5 消安第3195号  
令和5年9月12日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

### 高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について

高病原性鳥インフルエンザについては、昨年9月25日に神奈川県内で回収された死亡野鳥（ハヤブサ）からウイルスが検出されて以降、本年4月まで全国各地で野鳥の感染事例が確認されるなど、昨シーズンは、長期間にわたって農場へのウイルス侵入リスクが高い状態にありました。

家きん農場においては、昨年、これまでで最も早い10月28日に岡山県及び北海道で発生が確認されて以降、本年4月までに過去最多となる26道県84事例が確認され、まん延防止のために約1,771万羽が殺処分の対象となりました。農林水産省では、発生事例の特徴や今後の対策への提言について、本年7月24日に「2022年～2023年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書」（以下単に「疫学調査報告書」という。）として公表しました。

近年、我が国で分離されたClade2.3.4.4bに属するH5亜型ウイルスによる高病原性鳥インフルエンザの世界的な流行が続いています。近隣地域では韓国（2022年10月から2023年4月までに75事例）のほか、台湾でも昨年11月以降に初めて本系統のウイルスによる発生が確認され、本年7月及び8月にも発生しています。欧州や北米では、昨冬に広い地域で家きん及び野鳥の感染事例があっただけでなく、本年も昨年と同様に、夏季に家きんや野鳥における感染事例が報告されています。さらに、昨年秋以降は、メキシコに加えこれまで未発生地域であった南米各国へと感染が拡大しています。また、南樺太では、7月後半に沿岸部で発見された死亡野鳥（ウミスズメ科（Alcidae））からH5N1亜型ウイルスが検出された事例が報告されています。

このような状況を踏まえると、今秋以降、渡り鳥の飛来によって高病原性鳥インフルエンザウイルスが我が国に侵入する可能性は極めて高く、本年も厳重な警戒が必要です。

都道府県においては、疫学調査報告書の提言等を踏まえ、家きん飼養農場に対する衛生管理指導及び発生に備えた防疫体制の確立に取り組まれているところですが、これから渡り鳥の本格的な飛来時期を迎えるに当たり、関係部局・機関、市町村、関係団体等との連携を強化し、下記に対応いただき、対策に万全を期すようお願いします。

記

## 1 重点対策期間

昨シーズンの野鳥及び家きんにおける感染状況を踏まえ、渡り鳥の飛来が始まった時点で国内にウイルスが侵入していると想定し、渡りが本格化する前の9月中には都道府県及び農場での防疫体制を整備すること。

また、渡り鳥の飛来時期を踏まえると、本年も10月から翌年5月までは警戒を強める必要があるところ、近年の発生状況に鑑み、特に本年11月から翌年1月までは重点対策期間として対策の徹底を図る必要がある。ただし、渡り鳥の飛来時期は地域によって異なるので、地域の実情に応じて重点対策期間を設定すること。

## 2 発生予防対策

### (1) 家きん飼養農場における発生予防の徹底

家きん飼養農場における飼養衛生管理については、各農場における取組について継続的に家畜防疫員による指導が行われているが、疫学調査チームによる発生農場の現地調査において、長靴交換の不備、動線の交差、ネットや壁面の破損、出入口の隙間、消毒の不徹底等、ウイルス侵入経路となり得る所見が確認されている。飼養管理や衛生管理は日々取り組まれるものであるので、疫学調査報告書の提言も踏まえ、特に次の点に留意して、定期的な点検や改善を促し指導を徹底すること。

また、特に令和2年度以降に高病原性鳥インフルエンザの発生を経験し、経営再開した農場については、発生時に確認された問題点について予防対策が講じられていることを確認すること。

- ① 衛生管理区域又は家きん舎に立ち入る全ての作業従事者及び外部事業者における衛生対策を徹底すること。特に消毒・更衣前後における交差のない動線や更衣場所内部におけるすのこ等による明確な境界線を設定すること。また、共同施設を利用している場合には、農場及び共同施設の出入り時の消毒を徹底すること。
- ② 感染源となり得る野鳥や野生動物の侵入防止対策として、農場内の整理・整頓（こぼれ餌の片付け、隠れ場所となる物品の片付け、家きん舎周辺に草藪、実のなる植物、巣作りや止まり木に利用される枝等がないよう草刈りや木の剪定・伐採等）、堆肥舎や鶏糞搬出口への覆いの設置、一見隙間がなさそうな家きん舎の侵入口や普段目が届きにくい場所（屋根上のモニター、鶏舎天井裏等）の点検、家きん舎の屋根や入気口での野鳥避けの設置等を実施すること。また、一步踏み込んだ入気口対策（フィルター、細霧装置等の設置等）の実施を検討すること。

## (2) 飼養衛生管理者による飼養衛生管理基準の遵守状況の一斉点検

例年、飼養衛生管理者による飼養衛生管理基準の遵守状況の一斉点検を実施し、その状況を農場指導に活用いただいているところ、本年度においても、次のとおり飼養衛生管理者による一斉点検を実施すること。

実施時期：令和5年10月から令和6年5月まで

実施方法：飼養衛生管理者に対し、基本的な管理項目である次の7項目の遵守状況を毎月点検し、不備があれば改善するよう指導すること。

また、各都道府県において点検結果を取りまとめること。

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目13）
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目14）
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目15）
- ④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等（項目20）
- ⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用（項目21）
- ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕（項目24）
- ⑦ ねずみ及び害虫の駆除（項目26）

報 告：別添1の様式により毎月20日までに動物衛生課へ報告すること。

（提出先Email：siyoueiseikanri@maff.go.jp）

## 3 まん延防止対策

### (1) 毎日の健康観察並びに異状の早期発見及び早期通報

家きんの所有者、飼養衛生管理者、獣医師等に対して、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条の2第1項の農林水産大臣が指定する症状の内容について周知すること。

また、家きんの飼養者には、飼養家きんの健康観察を毎日入念に行い、特定症状の早期発見に努めるとともに、当該症状を呈している家きんを発見したときは、当該家きん又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に速やかに届け出るよう指導すること。

昨シーズンは、あひる、うずら、だちょう及びほろほろ鳥でも高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、特にあひるではウイルスに感染しても死亡等の異状が明確でない事例が認められたことを踏まえ、鶏以外の家きんの飼養者に対し、死亡羽数の増加はもちろんのこと、産卵率の低下、さらには元気消失といったわずかな異状であっても家畜保健衛生所に連絡するよう指導すること。

## (2) 疾病発生時の円滑な防疫措置に必要な事前準備

高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）が発生した場合に備え、速やかに防疫措置が講じられるように、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき以下に取り組むこと。なお、自衛隊への災害派遣要請を含め、人員の確保や関係機関との役割分担については、「「自衛隊の災害派遣に関する実態調査—家畜伝染病への対応に関して—の結果（勧告）」（令和4年4月22日付け総評第59号）への対応について」（令和4年5月25日付け4消安第1080号農林水産省消費・安全局長通知）及び本年7月に公表された同勧告に対する改善措置状況（フォローアップ）の概要を踏まえ、適切に対応すること。

- ① 都道府県は、家きんの飼養者、獣医師等から本病を疑うべき家きんの異状の届出を受けた場合には、速やかに、防疫指針第4に基づく対応を的確に実施できるよう、体制を改めて確認すること。
- ② 防疫指針第4の9に基づく食鳥処理場における本病を疑う異常家きん発見時の対応については、県内の公衆衛生部局との連携体制を確認すること。
- ③ 防疫指針第2-2の2（1）に基づき、必要な人員、防疫資材、検査試薬、特殊自動車等の確保又はそれらの緊急時における円滑な入手について、調達先の確認、調整（緊急時の連絡体制の確認を含む。）等を行うこと。養鶏が盛んな地域においては、密集地域での同時発生も想定した動員計画及び防疫資材の調達計画の整備並びに農場情報の把握（特に、複数農場や共同施設に出入りする人、車両及び物品に関する情報の整理）を行い、防疫体制を整備すること。
- ④ 本病発生時の防疫措置に伴い必要となる埋却地及び焼却施設等の確保状況について確認を行い、事前確保が十分でない場合は、防疫指針第2-2の2（3）に基づく調整を行うこと。
- ⑤ 防疫指針第2-2の2（5）に基づき、県内関係部局、近隣の都道府県、市町村、関係機関及び関係団体との連携体制の確認をすること。
- ⑥ 防疫指針第2-2の2（7）に基づき、本病発生時に家きんの所有者や防疫措置従事者が受ける精神的及び身体的ストレスケアの対応について、県内の総務部局、精神保健主管部局等との連携を確認すること。

## 4 監視体制、環境対策等

### (1) 定点モニタリングの対象

定点モニタリング（防疫指針第3の1）の対象農場の選定に当たっては、防疫指針の留意事項3に規定する条件を考慮いただいているところであるが、あひる

(あいがもを含む。以下同じ。)等の水きん類を飼養している農場のうち、特に高病原性鳥インフルエンザの発生が複数回確認されている水きん類飼養農場やあひるを他農場に出荷している孵化場については、他に優先して定点モニタリングの対象とすること。

## (2) 野鳥のサーベイランス

環境省自然環境局長より、別添2のとおり、野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について協力依頼があったので、引き続き、防疫指針第4の7に基づき、自然環境部局と家畜防疫員が相互に連絡し、適切に分担して野鳥のサーベイランス検査を実施する体制を構築するとともに、野鳥等において本病のウイルスが確認された場合には、必要に応じて、周辺農場に立入検査を実施するほか、注意喚起及び家きんの健康観察の徹底を指導すること。

## (3) 農場周辺の水場、環境での野生動物対策

昨シーズンの発生農場では農場の近くに湖沼や河川が多い傾向が認められ、これらに飛来する水鳥が農場への感染リスクとなった可能性が示唆されている。農場における本病発生リスクを低減させるには、ウイルスを伝播する可能性のある野鳥を衛生管理区域に近寄らせないことが重要である。このため、関係部局が連携し、農場周辺のため池等の水場の水抜き、防鳥ネットや忌避テープの設置等の取組を図るとともに、野鳥や野生動物によるウイルスの拡散防止のため、本病の伝播につながる安易な餌やりやそれに類する行為を控えること。また、野鳥や野生動物の死体等は放置せず、自治体に連絡し適切に検査や処分をすること等について指導すること。

以上

飼養衛生管理者の確認結果(小規模を除く。)

〇〇都道府県

(別添1)

(様式1)

項目	鶏(採卵用)			鶏(肉用)			あひる			うずら			きじ			ほろほろ鳥			七面鳥			だちょう			合計					
	合計	対象農場数		合計	対象農場数		合計	対象農場数		合計	対象農場数		合計	対象農場数		合計	対象農場数		合計	対象農場数		合計	対象農場数		合計	対象農場数				
	/	○	×	/	○	×	/	○	×	/	○	×	/	○	×	/	○	×	/	○	×	/	○	×	/	○	×	/	○	×
13 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	0			0			0			0			0			0			0			0			0	0	0			
14 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	0			0			0			0			0			0			0			0			0	0	0			
15 衛生管理区域に立ち入る車両消毒等	0			0			0			0			0			0			0			0			0	0	0			
20 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等	0			0			0			0			0			0			0			0			0	0	0			
21 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用	0			0			0			0			0			0			0			0			0	0	0			
24 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	0			0			0			0			0			0			0			0			0	0	0			
26 ねずみ及び害虫の駆除	0			0			0			0			0			0			0			0			0	0	0			

注1 項目ごとのその遵守状況について農場数を実数で入力してください(うち、○は遵守、×は不遵守)。

注2 【対象農場数】の記載欄には、家きんの品種ごとに農場数を入力してください。

注3 小規模とは、鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合100羽未満、だちょうの場合10羽未満をいう。

飼養衛生管理者の確認結果(小規模に限る。)

〇〇都道府県

(別添1)

(様式2)

項目	鶏(採卵用)			鶏(肉用)			あひる			うずら			きじ			ほろほろ鳥			七面鳥			だちょう			合計					
	合計	対象農場数		合計	対象農場数		合計	対象農場数		合計	対象農場数		合計	対象農場数		合計	対象農場数		合計	対象農場数		合計	対象農場数		合計	対象農場数				
	/	○	×	/	○	×	/	○	×	/	○	×	/	○	×	/	○	×	/	○	×	/	○	×	/	○	×	/	○	×
13 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	0			0			0			0			0			0			0			0			0	0	0			
14 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	0			0			0			0			0			0			0			0			0	0	0			
15 衛生管理区域に立ち入る車両消毒等	0			0			0			0			0			0			0			0			0	0	0			
20 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等	0			0			0			0			0			0			0			0			0	0	0			
21 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用	0			0			0			0			0			0			0			0			0	0	0			
24 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	0			0			0			0			0			0			0			0			0	0	0			
26 ねずみ及び害虫の駆除	0			0			0			0			0			0			0			0			0	0	0			

注1 項目ごとのその遵守状況について農場数を実数で入力してください(うち、○は遵守、×は不遵守)。

注2 【対象農場数】の記載欄には、家きんの品種ごとに農場数を入力してください。

注3 小規模とは、鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合100羽未満、だちょうの場合10羽未満をいう。

環自野発第 2308311 号  
令和 5 年 8 月 31 日

農林水産省 消費・安全局長 殿

環境省自然環境局長  
(公印省略)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

自然環境行政の推進につきまして、平素より御協力を賜り感謝申し上げます。

近年、世界的に高病原性鳥インフルエンザが蔓延しています。昨シーズンは、国内においてこれまでで最も早い9月29日に神奈川県で確認されて以降、家きんで26道県84事例、野鳥で28道県242事例、飼養鳥で6都県10事例が発生し、家きん及び野鳥では過去最多の発生件数となりました。また、鹿児島県出水市でツル類の大量死(回収数1,500羽以上)が発生し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づき国内希少野生動植物種に指定されているタンチョウ、コウノトリ、クロツラヘラサギで感染が初めて確認されるなど、生物多様性保全上のリスクも高まっています。こうした傾向は、欧米を始め世界的に継続していることから、我が国においても、このような状況が継続することを前提にした高病原性鳥インフルエンザ対応の体制を確保する必要があります。

このような状況を踏まえ、今般、別添のとおり各都道府県宛に通知しましたので、貴省におかれましても、御了知の上、円滑な野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施につき、御協力及び関係機関への周知をよろしく申し上げます。

<本件連絡先>

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

担当者名：木富、兼松

TEL：03-5521-8285

Mail：MASAHIRO\_KITOMI@env.go.jp

KENTO KANEMATSU@env.go.jp





環自野発第 2308311 号  
令和 5 年 8 月 31 日

各都道府県鳥獣行政担当部長 殿

環境省自然環境局 野生生物課長  
(公印省略)

## 野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

鳥獣保護管理行政の推進につきまして、平素より御協力を賜り感謝申し上げます。

近年、世界的に高病原性鳥インフルエンザが蔓延しています。昨シーズンは、国内においてこれまでで最も早い9月29日に神奈川県で確認されて以降、家きんで26道県84事例、野鳥で28道県242事例、飼養鳥で6都県10事例が発生し、家きん及び野鳥では過去最多の発生件数となりました。また、鹿児島県出水市でツル類の大量死(回収数1,500羽以上)が発生し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づき国内希少野生動植物種に指定されているタンチョウ、コウノトリ、クロツラヘラサギで感染が初めて確認されるなど、生物多様性保全上のリスクも高まっています。こうした傾向は、欧米を始め、世界的に継続していることから、我が国においても、このような状況が継続することを前提にした高病原性鳥インフルエンザ対応の体制を確保する必要があります。

つきましては、事前にお伝えしているとおり、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(以下、「対応技術マニュアル」という。)を踏まえ、ガンカモ類等の渡り鳥の飛来が始まる本年9月から、下記の事項について、一層の御協力をお願いします。

また、農林水産省消費・安全局長から円滑な防疫対策の実施について、追って協力依頼がありますので、了知の上、適切に対応していただきますよう、よろしくをお願いします。

## 記

### 1. 野鳥におけるサーベイランスの実施について

対応技術マニュアルに基づき、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況を把握するため、死亡野鳥等調査を適切に実施すること。特に、今シーズンは、ウイルスの早期発見を目的として、対応技術マニュアルにおいて、9月1日～10月31日の期間を「早期警戒期間」と位置づけ、死亡野鳥等調査を強化することから、御協力をお願いしたい。

なお、送付いただいた検体より得られたデータについては、野鳥の高病原性鳥インフルエンザの発生状況の分析に使用するほか、環境省が必要と認めた調査研究に検体等を使用することがある。

## 2. 高病原性鳥インフルエンザ発生に備えた体制整備について

鳥インフルエンザ発生時には迅速な情報の伝達等が不可欠であることから、緊急時の連絡体制等について整備するとともに、発生時に備えた資機材の配備等について対応技術マニュアルに基づき再度確認すること。

また、対応技術マニュアルに基づく野鳥のサーベイランスは、関係機関の相互の役割分担のもと実施することから、地方環境事務所等と連携する他、各都道府県におかれても、家畜衛生担当部局や公衆衛生部局等関係部局との連携を密にし、実態を踏まえ適正な体制を構築すること。

## 3. 感染予防対策について

鳥インフルエンザは、海外においては家きんとの濃厚接触が原因と考えられる人への感染事例が報告されている。日本において人が発症した事例は確認されていないが、調査の実施にあたっては、調査の準備と方法、消毒方法、野鳥との接し方等について、改めて対応技術マニュアル、通知類等の情報を関係者で共有し、人への感染、ウイルスの拡散等の防止について、適切な対応が図られるよう留意すること。

<本件連絡先>

環境省自然環境局野生物課鳥獣保護管理室 木富、兼松

TEL : 03-5521-8285

Mail : MASAHIRO\_KITOMI@env.go.jp

KENTO\_KANEMATSU@env.go.jp